

環境 NEWS (第29回)



全日本サーフキャスティング連盟本部 環境部

近年、密漁や水産資源の減少が問題になる中で、“遊漁”をされる皆さんからの「違反をしたくない」という声を受けて、広島県は2024年4月に県のホームページに遊漁ルールをまとめたページを作成していますので、参考までに紹介したいと思います。

そもそも釣ってはいけない、または持ち帰り不可な魚介類もご紹介します。釣行される地域の自治体のホームページをチェックされてみてはいかがでしょうか。

海（海面） 皆さんが使える漁具とできる漁法



皆さんが自由に使える漁具・漁法により、地域のルールを守って採捕しましょう！

皆さんが使える漁具とできる漁法（広島県漁業調整規則第44条）

- 竿釣及び手釣（船舶を使用して行うまきえ釣を除く。）
- たも網及び叉手網（船舶を使用しないものに限る。）
- 投網（船舶を使用しないものに限る。）
- はし、やす（ゴム、ばねその他の発射装置により発射するものを除く。）
- 徒手採捕（※「手づかみ」などが該当します。）

これらの漁具、漁法でも、漁業者の行う正当な漁業の操業を防がないようにしましょう。

	手釣・竿釣		たも網・叉手網		投網		はし	やす	徒手採捕	ひっかけ釣 (ギャング釣)
	船からの まきえ釣	引き網釣 (トローリング)		船の使用		船の使用				
○	×	×	○	×	○	×	○	△	○	×

※いずれの漁具・漁法でも、集魚又は威嚇を目的とした照明の使用は禁止。

※やすについては、ゴム、ばね、その他の発射装置により発射するものの使用は禁止。

※ひっかけ釣(ギャング釣)については、目的物を餌等で誘引せず、「ひっかける」目的で採捕する行為であり、「空釣」又は「釣り(こういん:かぎで引っかける漁具)」に該当。

※ポンプ等を用いて水産動植物を吸いだしたり、水流を吹き付ける等の方法で採捕する行為は、遊漁者のできる漁具・漁法のいずれにも該当しません。

さあ 次の方法で皆さんができるのは？

手釣・竿釣(油イカは使えません)	投網(船の使用を除く)	陸からのまきえ釣	刺し網	トローリング(ひきなわ)
船からのまきえ釣	潜水器・水中鉄砲	カゴ	集魚灯	はえなわ

